平成２１年（フ）第１２８１号
東京都東村山市萩山町２丁目２番地萩山団地７―709
債務者　玉木　晧雄
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川健太郎
4　破産債権の届出期間　平成21年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８８４号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｎ１―303号
債務者　杉浦酉一郎
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　隆広
4　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２３号
山形市北町２丁目５番19号
債務者　五百川好則
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉岡　憲雄
4　破産債権の届出期間　平成22年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２４号
長崎県諫早市多良見町化屋1781番地７　フレグランス草野202号、前住所長崎市香焼町1614番地５－４
債務者　森山　里子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　破産債権の届出期間　平成21年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
石川県七尾市江曽町ナ部10番地
債務者　尾古　真一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　真一
4　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月24日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６３７号
新潟市中央区沼垂東１丁目９番25号
債務者　木村　素子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　雅夫
4　破産債権の届出期間　平成21年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２９号
新潟県新潟市秋葉区小須戸3792番地
債務者　梅津智恵子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤辰一郎
4　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１００号
鳥取県東伯郡琴浦町大字笠見27番地１
債務者　橋谷　和子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　やわらぎ
4　破産債権の届出期間　平成21年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第４５０号
佐賀県鳥栖市宿町1162番地７
債務者　高橋　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　充之
4　破産債権の届出期間　平成21年12月25日まで
5　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午前10時30分
6　一般調査期間　平成22年１月18日から平成22年２月19日まで
7　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５４号
北海道旭川市亀吉２条１丁目４番４号
債務者　荻野　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月３日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６３号
北海道旭川市西神楽１線15号357番地の25
債務者　小澤　光博
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月３日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３５５号
山形市上町３丁目８番128号
債務者　前川　俊行
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９０号
山形市東青田４丁目10番19号　アイビーハイツ201号
債務者　木村　幸保
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９３号
山形市東山形２丁目12番22号　レオパレス東山形108号
債務者　阿部　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所民事部